

子ども・子育て支援事業計画に係る事業について

(1) 見込量の考え方

一部の事業については、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に準じて量の見込みを算出します。ただし、より具体的で効果的・効率的な見込みの算出方法がある場合は、この手引きに従う必要はないとされています。

(2) 量の見込みと確保方策を整理する手順

手順	項目	内容	根拠
I アンケート調査の実施		国調査票を参考に、実施。	国手引き
II ニーズ量の算出	1 人口推計	該当年度の児童数を推計。	国手引き
	2 家庭類型算出	ニーズ調査結果から、家庭類型を算出。	国手引き
	3 利用意向率算出	家庭類型別に、各事業の利用意向率を算出。	国手引き
	4 ニーズ量算出	上記1と3を掛け合わせ、ニーズ量を算出。	国手引き
III 目標事業量の算出 今後の検討事項	1 目標事業量検討	上記II-4を参考にしながら、目標事業量を検討。	※ニーズ量や実績値を参考にしながら検討
	2 目標事業量決定、確保方策整理	上記2や現状、今後の展望を踏まえながら目標事業量を決定し、確保方策を整理する。	

(3) 計画に従って実施する13事業の内容と区分

提供区域に関しては、4つの中学校区を基本とし、事業ごとに設定します。

(竹原中学校区, 賀茂川中学校区, 忠海中学校区, 吉名中学校区)

【対象事業および提供区域】

NO	対象事業	対象児童年齢	提供区域(検討)
	1号認定(認定こども園及び幼稚園) 専業主婦(夫)家庭, 就労時間短家庭	3~5歳	4中学校区
	2号認定(幼稚園) 共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3~5歳	4中学校区
	2号認定(認定こども園及び保育所)	3~5歳	4中学校区
	3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳, 1・2歳	4中学校区
①	利用者支援事業	0~5歳 1~6年生	全市(ただし区域ごとに1つずつ設置)
②	地域子育て支援拠点事業	0~5歳	4中学校区
③	妊婦健康診査	-	全市
④	乳児家庭全戸訪問事業	0歳	全市
⑤	養育支援訪問事業等	0~5歳	全市
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ, トライライト)	0~18歳	全市
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1~3年生 4~6年生	全市
⑧	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3~5歳 0~5歳	4中学校区
⑨	時間外保育(延長保育)	0~5歳	4中学校区
⑩	病児・病後児保育事業	0~5歳	全市
⑪	放課後児童健全育成事業	1~3年生 4~6年生	4中学校区
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【国で検討中】	0~5歳	全市
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【国で検討中】	-	-

【地域子ども・子育て支援事業内容】

事業名	事業内容
① 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。
② 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。
③ 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
⑤ 養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
⑥ 子育て短期支援事業	<p>【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】</p> <p>保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。</p> <p>【夜間養護等(トワイライト)事業】</p> <p>保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
⑧ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。
⑨ 時間外保育(延長保育)	保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。
⑩ 病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
⑪ 放課後児童健全育成事業	保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【国で検討中】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【国で検討中】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。